

## さいたま市告示第1073号

令和8年さいたま市告示第606号で告示した事項の一部について、次のとおり変更する。

令和8年6月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定納付受託者

りそな決済サービス株式会社

### 2 変更する事項

(1) 「3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間」について次のとおり変更する。

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 「4 納付事務に係る歳入等」について次のとおり追加する。

(3) 後期高齢者医療保険料

(4) 保育料

### 3 変更する日

令和8年4月1日

### 4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所出納室出納課出納係

(2) 電話 048(829)1599